

# 環境アセスメント士会 規約

2016/6/10

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「環境アセスメント士会」と称し、略称は「EA会」とする。

2 本会の英語名は、Japan Association of Environmental Assessors とする。

(場所)

第2条 本会は事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本会は、環境アセスメント士の交流・連携による相互研鑽を行い、環境アセスメント士の技術・技能の向上を図るとともに、環境アセスメント実務の適切かつ円滑な実施を推進することにより、環境アセスメントの信頼性を向上させ、もって地球環境の保全と持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、次の活動を行う。

- (1)環境アセスメント士の交流連携及び情報交換
- (2)環境アセスメントに係る技術の研鑽・人材育成
- (3)環境アセスメントに係る社会貢献活動の支援
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

(会員種別)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1)正会員 環境アセスメント士の資格を持ち、本会の目的に賛同する個人
- (2)賛助会員 本会の活動を賛助する個人

(入会手続き)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める年会費を納入するものとする。

- 2 一旦納入した会費は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の何れかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)会員が死亡したとき
- (3)継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

2 正会員が、環境アセスメント士の資格を喪失したときは、賛助会員とする  
(退 会)

第 9 条 会員は届出により退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号に該当する場合は、総会で正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、除名することができる。この場合、予め当該会員に通知し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする

- (1)本会の規約又は総会の議決に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

### 第 3 章 役員等

(種類及び定数)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

運営委員 18 名以内

監事 2 名

- 2 運営委員のうち 1 名を会長、若干名を副会長とする。

(選任等)

第 12 条 運営委員及び監事は総会で選任する。

- 2 運営委員は、正会員の中から選任する。
- 3 会長、副会長は運営委員の互選による。
- 4 運営委員及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職 務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長の代行ができる。

- 2 運営委員は運営委員会を構成し、規約及び総会の議決にもとづき、会務を執行する。
- 3 監事は、財産及び会計の監査、運営委員の業務執行の監査を行う。

(任 期)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。

2 役員は、再任出来る。

(解 任)

第 15 条 役員が心身の障害のため職務の執行に支障をきたす場合、または職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められた場合、解任することができる。

(報酬等)

第 16 条 役員は無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

(顧 問)

第 17 条 本会は運営委員会が助言を得るために顧問を置くことができる。

2 顧問は運営委員会の承認を得て会長が選任する。

3 顧問の任期は役員に準ずる。

## 第 4 章 総 会

(種 別)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 19 条 総会は、正会員で構成する。

(機 能)

第 20 条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)活動計画及び収支予算

(2)活動報告及び収支決算

(3)その他本会の運営に関する重要事項

(開 催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。必要に応じ臨時総会を開催できる。

(招 集)

第 22 条 総会は会長が招集する。なお必要により監事が招集することができる。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の 2 分 1 以上の出席者(委任状を含む)をもって成立とする。  
(議 決)

第 25 条 総会は、出席者(委任状を含む)の 2 分の 1 以上をもって議決とする。  
(書面評決等)

第 26 条 総会に出席できない正会員は、書面をもって評決し、または他の正会員を代理人として評決を委任できる。  
(議事録)

第 27 条 総会は、議事録を作成し、総会において選任された議事録署名人(2 名以上)が署名捺印しなければならない。

## 第 5 章 運営委員会

(構 成)

第 28 条 運営委員会は、運営委員で構成する。

(機 能)

第 29 条 運営委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 30 条 運営委員会は、通常委員会と臨時委員会とする。

2 通常委員会は、毎年 2 回以上開催する。

3 必要に応じ臨時委員会を開催する。

(招 集)

第 31 条 運営委員会は、会長が招集する。

(議 長)

第 32 条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 33 条 運営委員会については、総会に関する第 24 条から 25 条までの規定を読み替えて準用する。

## 第 6 章 部会及び支部会

(部会及び支部会)

第 34 条 本会は、会務運営及び第 4 条の活動のために必要な部会を、又必要な地域に支部会を設けることができる。

- 2 部会、支部会の委員は、運営委員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 部会、支部会に関し必要な事項は、運営委員会で定める。
- 4 部会、支部会の決定事項は、運営委員会に報告する。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 35 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 | (2) 会費      |
| (3) 寄付金品              | (4) 活動に伴う収入 |
| (5) 財産から生ずる収入         | (6) その他の収入  |

(財産の管理)

第 36 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(費用の支弁)

第 37 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(活動年度)

第 38 条 本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(活動計画及び予算)

第 39 条 本会の活動計画及び収支予算は、運営委員会が作成し、総会の議決を経て活動年度開始前に定める。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定に拘わらず、予算が成立しないときは、会長は運営委員会の議決を経て、前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出することができる。

(活動報告及び決算)

第 41 条 本会の活動報告及び決算は、活動年度の終了後、会長が活動報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、直近の総会の承認を得ることとする。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 42 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局の運営に関する事項は、運営委員会の議決を得て、会長がこれを定める。

## 第 9 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第 43 条 この規約は、総会において、出席正会員の過半数以上の同意がなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第 44 条 本会は、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。
- 2 解散に伴う残余財産は、総会の決議を得て、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 補 則

(委 任)

- 第 45 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、運営委員会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、設立総会の開催日平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

(入会申し込みに関する特例)

- 第 2 条 入会申込書及び退会届は、設立総会前に作成することができる。
- 2 設立総会前に本会に入会を希望する者は、第 6 条の規定にかかわらず、前項の入会申込書を使用して、設立準備会に入会の申し込みをすることができる。

(役員等に関する特例)

第3条 本会の設立当初の役員等の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月25日から平成26年3月31日までとする。

(会計に関する特例)

第4条 本会の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、平成24年5月25日から平成25年3月31日までとする。

- 2 本会の平成24年度予算は、第39条の規定にかかわらず設立総会において承認を得るものとする。
- 3 本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。
- 4 前項の費用は、本会の平成24年度予算に組み入れるものとする。

改 訂

1. 平成26年5月22日一部改訂
2. 平成27年5月15日一部改訂
3. 平成28年6月10日一部改訂